

工作物石綿事前調査者講習 修了考査

【工作物石綿事前調査に関する基礎知識1】

第1問 我が国で石綿の製造・使用が禁止になったのはいつか1～4の説明のうち、適切なものはどれか。

1. 平成8年

2. 平成18年

3. 平成28年

4. 令和5年

第2問 建築物、工作物等の定義に関する次の1～4の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. 「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含まない。

2. 「工作物」とは、「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいう。

3. 建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物である。

4. 特定工作物以外の工作物の「塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業」には、塗料の剥離のほか、モルタル及びコンクリート補修材（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等が含まれる。

第3問 石綿の種類のうち、「白石綿（クリソタイル）」の特徴として正しいものはどれか。。

1. 蛇紋石系で柔軟性がある。
2. 繊維が針状で折れやすい
3. 褐色で電気絶縁性が低い
4. 通常は青色をしている

第4問 石綿の定義および種類に関する次の1～4の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. アクチノライト、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）およびトレモライトの6種類のうち、蛇紋石群はクリソタイル1種類で、それ以外の5種類は角閃石群であり、日本での過去の建材への利用は圧倒的にクリソタイルが多かった。
2. 労働安全衛生法施行令では、石綿等を「石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物」と定義している。
3. 2008（平成20）年の厚生労働省通知では、石綿の建築物調査は、アクチノライト、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）およびトレモライトの6種類の分析を徹底するよう通知している。
4. 中皮腫の発症リスクを石綿の種類別にみると、クリソタイル（白石綿）が最も高く、クロシドライト（青石綿）およびアモサイト（茶石綿）は比較的低い。

【工作物石綿事前調査に関する基礎知識2】

第5問 「石綿障害予防規則」は、どの法律に基づいて定められているか。

1. 労働安全衛生法
2. 建設業法
3. 環境基本法
4. 大気汚染防止法

第6問 石綿を含む資材に対する規制の変遷に関する次の1～4の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. 吹付け石綿は1975（昭和50）年に、5％を超える石綿を混入させた吹付け作業は原則禁止となったが、その後も5％以下の石綿を混入させたロックウールが使用された。
2. 2006（平成18）年の労働安全衛生法施行令の改正・施行により、クロシドライト（青石綿）およびアモサイト（茶石綿）に限り、代替品が確立していない一部の製品を除き、石綿および石綿含有率0.1重量％を超える製品の製造等が禁止された。
3. 工業プラント等で使用されるガスケット・パッキンについては、石綿含有製品の製造・使用等の原則禁止以降も、一部の製品については代替品がないため、しばらく猶予措置が取られていた。
4. 2012（平成24）年3月1日以降は、石綿および石綿含有率0.1重量％を超える製品の製造等が、すべての分野において全面的に禁止された。

第7問 関係法令に関する次の1～4の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. 石綿に関する法規制は、石綿製造工場等における労働者の健康障害予防のために、1960（昭和35）年に制定された「じん肺法」から始まった。
2. 石綿障害予防規則および大気汚染防止法の改正により、2022（令和4）年4月から、一定規模以上の工事で事前調査を行った場合は、事前調査の結果をあらかじめ電子システムにより報告しなければならないが、石綿含有資材がない場合にも、当該報告をする必要がある。
3. 解体等工事を行う、工作物を含む建築物等に、石綿含有吹付け材等及び石綿含有保温材等が使用されていることが事前調査の結果判明した場合（レベル1・レベル2）は、作業開始の14日前までに、発注者又は自主施工者は大防法に基づき「特定粉じん排出等作業実施届」を、事業者は安衛法に基づき、「建設工事計画届」の提出が必要である。
4. 石綿を含む製品の製造等の禁止前から現在において継続使用されている石綿含有製品について、2030年までにその使用を止めなければならない。

第8問 「事前調査結果」を労働基準監督署に報告する方法として正しいものは1～4のどれか。

1. 書面で郵送する
2. DIPSなどのシステムを使用する
3. 口頭で報告する
4. 石綿事前調査結果報告システム（GビズID連携）を使用する

【石綿使用に係る工作物図面調査】

第9問 石綿含有資材を使用した工作物除去作業の元請業者でかつ施工者である場合の実施義務で、次の1～4の説明のうち、間違っているものはどれか。

1. 石綿使用建築物等解体等作業に係る業務に労働者を就かせるときは、特別教育を実施する。
2. 石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材（レベル1・レベル2以外）の除去の作業においては、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任する必要はない。
3. 石綿含有資材の除去作業が完了したときは、石綿作業主任者または工作物石綿事前調査者等が作業完了の確認をし、確認結果を遅滞なく発注者に報告する。
4. 石綿含有吹付け材等及び石綿含有保温材等を切断等して除去するときは、除去を行う場所を他の場所から負圧隔離養生しなければならない。

第10問 特定工作物に関する次の1～4の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. 石綿含有のおそれが高い変圧器などを除いて、電柱は特定工作物には該当しない。
2. 発電設備は特定工作物に該当するが、太陽光発電設備及び風力発電設備は該当しない。
3. 貯蔵設備は特定工作物に該当するが、穀物を貯蔵するための設備は該当しない。
4. 2026（令和8）年1月1日からは、特定工作物のうち、炉設備、電気設備、配管設備、貯蔵設備等の解体等の作業の事前調査について、建築物石綿建材調査者、または工作物石綿事前調査者による調査を行わなければならない。

第11問 建築工法および耐火構造に関する次の1～4の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. 建築基準法では、建築物の用途、規模、地域に応じて、主要構造部を耐火構造や準耐火構造とすることが義務付けられている。
2. 建築基準法で定める耐火構造は、通常の火災が終了するまでの間、建築物の倒壊及び延焼を防止するために必要な構造である。
3. S造（鉄骨造）は、柱・はり・筋かいなどの軸組に鉄骨を用いる工法であり、熱に強く、吹付け石綿や耐火被覆板で柱等を保護する必要がない。
4. RC造（鉄筋コンクリート造）の柱や梁は、鉄筋の周囲がコンクリートで被覆されており、コンクリートのかぶり厚さを調整することにより耐火構造とすることができるため、吹付け石綿や耐火被覆板で柱や梁を被覆する必要がない。

第12問 建築基準法の防火規制に関する次の1～4の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. 建築基準法上の「主要構造部」は、建築物の防火上の観点から定められており、構造耐力上主要な部分とは異なる。
2. 建築基準法では、耐火建築物の部位ごとに最上階から数えた階数によって要求される耐火性能が異なり、柱やはりは、階上ほど高い耐火性能が求められる。
3. 階段や吹抜け、エレベーターのシャフトやパイプシャフトのように縦方向に抜けた縦穴部分が3層以上の場合には、防火区画として縦穴区画が必要となる。
4. 同じ建築物の中に異なる用途が存在する場合（例えば複数のテナントが入るデパートと店舗・飲食店など）、用途や管理形態の異なる部分を区画する必要がある。

第13問 図面調査で「ケイ酸カルシウム板」と記載があった場合、どのように判断すべきか。

1. 石綿含有の可能性はない

2. 石綿含有と断定する

- 3.。無関係な材料なので無視する
4. 石綿含有の可能性があるため、製造年代等を確認する

第14問 図面が存在しない場合、調査者が取るべき適切な対応はどれか。

1. 現場確認・ヒアリング調査・写真記録などを併用して判断する
2. 石綿はないと判断して報告する
3. 建物所有者に責任を委ねる
4. 調査を中止する

第15問 石綿含有資材の使用箇所等に関する1～4の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. エレベーターシャフト（昇降路）には、鉄骨の耐火被覆のため吹付け石綿が施工されている場合がある。
2. ファンコイルユニットの場合、ペリメータカウンター（建物の周辺部、窓の下に設けられた台）内部を確認すると、壁に吹付け石綿が施工されていることがある。
3. パラペットとは、外壁と屋根の境界にある「立ち上がり部分」のことで、防水保護板などには石綿含有押出成形セメント板が使われていることがある。
4. 建築物等の内装工事でみられる捨貼り工法とは、仕上げ材の下に建材を一層多く施工する工法で、その下地材に石綿含有建材が使用されていることはない。

第16問 工作物に使用されている石綿含有資材に関する 1～4 の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. 燃焼炉やボイラー、タービンといった高熱となる設備の本体や配管などに、熱の伝導を防ぐ目的で、石綿保温材等が施工されている場合がある。
2. 工業プラント等で使用されるガスケット・パッキンには、耐熱性や耐薬品性、締め付け力への許容性などが求められたことから、石綿を含有するものが広く使用されていた。
3. 焼却設備においては、燃焼室、燃焼室付帯設備、配管、弁、通風設備ダクト、壁、柱、はり部分に、耐火物、パッキン、シール材、保温材、ガスケット、吹付け石綿等の石綿含有資材が使用されている。
4. 電気設備においては、主に、防音、断熱、耐火、絶縁、気密のために石綿が使用された。発電設備、配電設備、変電設備での使用が主であり、送電設備には使用されていない。

第17問 吹付け石綿に関する次の 1～4 の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. レベル 1 の石綿含有吹付けロックウールは、乾式や半乾式、湿式の三つの工法で施工され、工法によって石綿含有の程度、比重が異なる。
2. 通常使用時における自然落下などによる室内への石綿の飛散に比べ、吹付け石綿への接触や飛散した石綿繊維が堆積した床の清掃時などにおいて、著しく石綿濃度が高くなる。
3. 半乾式工法で施工された吹付けロックウールの主材料は、ロックウールとセメントであり、施工現場で石綿を添加することはない。
4. 設計図に「トムレックス吹付け」と製品名が記される場合があるが、これは必ずしも製品名を示したものではなく、吹付け石綿を意図して使われていた場合がある。

第18問 昭和50年代に作成された建物図面を調査する場合、特に注意すべき理由として正しいのはどれか。

1. 図面の文字がかすれて読めないため
2. 建築基準法が未整備であるため
3. 図面がデジタル化されていないため
4. 石綿使用が一般的であった時期に該当するため

第19 問 レベル3 の石綿含有資材に関する 1～4 の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. 石綿含有ビニル床タイルはP タイルとも呼ばれ、事務所、病院、公共施設などの床や、住宅の台所の床等
使用されており、接着剤にも石綿を含有している可能性がある。
2. 石綿含有ビニル床シートはクッションフロアとも呼ばれ、防水性能が高いことから、水回りに多く使用され
ており、接着剤にも石綿を含有している可能性がある。
3. 石綿含有けい酸カルシウム板第1種は、石膏ボードの表面紙又は母材に石綿を含むものであり、そのほとん
どが公的な建築物(官庁建物、公立学校、公立病院など)で使用されている。
4. 石綿含有ロックウール吸音天井板は、学校、講堂、医療施設、一般建築物・事務所などの天井に不燃・吸音
天井板として多く使用されている。

第20 問 レベル3 の石綿含有資材に関する 1～4 の説明のうち、不適切なものはどれか

1. 石綿含有スレート波板は、軽量で強度があることから、多くは工場などの屋根、壁に使われている。
2. 石綿含有ルーフィングは、防水機能の向上を目的として、野地板表面に屋根ふき下地材として施工されてお
り、目視での石綿含有の判定は極めて困難である。
3. 石綿含有押出成形セメント板は、石綿を含む材料を押し出し固化させて成形され、断面を見ると内部が中空
になっているため、一般的に耐力壁として用いられる。
4. たわみ継手（キャンバス継手）は、伸縮性のある布状のもので、ダクトの間などをつなぐ接続管の役目を果
たし、断熱や保温の目的で、過去には石綿布が使われていたことがあった。

第21問 次の資材のうち、石綿の含有が疑われないものはどれか。

1. 石膏ボード・フレキシブル板

2. 壁紙

3. グラスウール断熱材

4. ルーフィング

第22問 工作図面に「吹付材」と記載がある場合に、最も優先して確認すべき事項はどれか

1. 吹付時期と材料名

2. 使用目的

3. 施工業者名

4. 建物の用途

【現場調査の実際と留意点】

第23問 石綿含有資材に関する1～4の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. 建築用仕上げ塗材の施工方法は、吹付け、こて塗り、ローラー塗りなどがあり、吹付施工されたものはレベル1の建材として扱われる。

2. 建築用仕上塗材がコンクリートの仕上げとして施工される場合、下地調整塗材の上に施工される場合が多く、下地調整塗材に石綿が含有している場合もある。

3. 石綿は、不定形な接着剤、パテ、混和剤、塗り壁材料、塗材など、添加剤、増量剤としても使われている。

4. 石綿発泡体は、板状のスポンジで、軽量で弾力があり、柔軟性、低発じん性、不燃性、耐熱性、断熱性、吸音性、耐振性、撥水性、加工・施工性が高く、主に耐火目地材の用途に使われていた。

第24問 石綿含有資材調査に関する次の1～4の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. 竣工図とは、建築物が竣工し引き渡す段階での建築物の図面で、施工中の設計変更などを修正した図面であり、石綿等の使用状況に関する情報を網羅し建築物の現状を表している。

2. 建築確認図とは、担当官庁（建築指導課・消防署など）に建築物を建てる許可を得るために提出する「建築確認申請書」に添付する建築確認図面をいう。

3. 施工図とは、設計図に基づき、建築工事を実施するため納まりを検討し、詳細に細部、材料、寸法などを記載した図面で、施工時に使用される。

4. 納入仕様書とは、機器等において製造メーカーが作成する詳細仕様や外形、内部構成について記載された書類であり、機器の最終仕様が記載されている可能性が高く、製造メーカー名、製造年、型式、品番などが記載されている。

第25問 石綿含有資材調査に関する次の1～4の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. ガasket・パッキンは、フランジなどを開放した場合、復旧に際しては新品に置き換えるのが必須とされるため、書面調査に当たっては、該当部分の配管などが設置・更新・定期修理などされた時期を確認することが有効である。

2. ボイラーについては、「ボイラー設置届」や「小型ボイラー設置報告書」と添付書類を確認することで、各機器の設置状況や仕様を確認できるほか、使用されている石綿含有資材に関する情報を得られる可能性がある。

3. ボイラーにおける検査証の有効期間は原則1年ないし2年となっており、直近の性能検査の日付などの記録を確認すれば、検査対象部分の全てについて、石綿が含有されていないと確認できる。

4. 設計図書の作成者は、石綿含有建材のレベル1～3の区分は全く意識していないため、設計図書から得られる情報にはレベルが混在している。

第26問 石綿含有の判断に関する1～4の説明のうち、不適切なものはどれか。（新築着工年月、改築年月は書面で明らかである場合とする）

1. 2008（平成20）年1月に新築着工した工作物を解体する場合、製造・使用禁止の猶予措置が取られていた一部設備の石綿含有ガスケット・パッキンを除き、その資材には石綿等が使用されていないと判断できる。

2. 調査対象資材の製品が特定できた場合、その製品のメーカーによる証明や成分情報等で不使用が明らかになる。

れば、石綿等が使用されていないと判断できる。

3. 調査対象資材の製品が特定でき、その製造年月日が2006（平成18）年 9月1日以降であることを確認できた場合（製造・使用禁止の猶予措置が取られていた一部設備の石綿含有ガスケット・パッキンを除く）、その資材には石綿等が使用されていないと判断できる。

4. 過去に、事前調査に相当する調査が行われている場合には、調査の結果を確認する方法が事前調査として認められており、現地で改修や補修されている箇所を調査する必要もない。

第27 問 石綿の使用の有無を目視により確認する方法（以下「現地調査」）の流れに関する次の1～4の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. 書面調査によって、2006（平成18）年 9 月 1 日以降に新築着工した工作物（製造・使用禁止の猶予措置が取られていた一部設備を除く）であることが明らかとなった場合であっても、石綿含有の有無を確定するためには現地調査を行なう必要がある。

2. 書面調査及び現地での目視調査で石綿含有の有無が把握できない場合は、現地で当該建材を採取し分析調査を行うのが原則であるが、石綿含有ありと「みなす」場合は分析調査を行う必要はない。

3. 目視調査の段階で当該工作物等の構造上確認することができない箇所があった場合には、解体等工事に着手後、目視が可能となった時点で調査を行うことが必要である。

4. 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての工作物が対象であり、外観からでは直接確認できない部分についても調査が必要である。必要があれば建材・資材の取り外し、停電、設備停止なども行う。

第28問事前調査の現場に入る前に、調査者が最初に確認すべき事項として最も適切なものはどれか。

1.天候や気温の確認

2. 調査対象範囲・立入制限区域・安全管理体制の確認

3.建物所有者の職歴

4. 調査者の作業服の色

第29問 現地調査の留意点に関する次の1～4の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. 設備・資材の内部の奥まったところに石綿が使用されているケースが多いため、書面調査でも目視でも判別ができない場合は、必ず解体して使用状況を確認しなければならない。

2. 工作物や機器には製造銘板や工事銘板が貼付けされていることが多い。改修されている場合には、改修銘板が貼付けされていることもある。これらの情報は書類調査の内容を裏付ける情報である。

3. 石綿が使われたガスケットなどのシール材には、クリソタイルとクロシドライトが主に使われており、その含有率は50%以上になる場合もあるため、開ける前の時点で、状況を見て判断することが重要となる。

4. 工作物の設置と、ケーブルの施設・引き込み工事および開口部処理が同時期に行われている場合は、防火措置工法ラベルの時期と、石綿含有の可能性がある素材の製造時期を比較することで、含有の有無を判断できることがある。

第30問 現場調査に関する次の1～4の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. 成形板について、製品の裏面の「認定番号（指定番号）」で、石綿含有の有無を特定できる場合はない。

2. 焼却設備の耐火層の耐火ボードは不燃認定番号が記載されている場合が多く、目視調査を行うことで、石綿含有の有無を判断できる場合があるため、裏面の記載情報は写真等で記録しておく。

3. 銘板等で製造業者、製造年、型式、製造番号等が確認できる場合は、製造メーカーへ問い合わせを行うことで石綿含有の有無を確認することができる。

4. 同一と考えられる資材の範囲については、色、模様、見た目の新旧、厚さ、触る、叩く、針を刺したときの感触等により、総合的に判断する。同種の資材が繰り返し使われていても、そのことのみをもって同一資材であるとは判定できない。

第31 問 現地調査の記録方法に関する次の1～4の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. 調査記録票には決まった様式はなく、調査者が建物の構造や規模に応じて工夫したものを作成する。
2. 石綿を含有しない建材の記録のため、同一建材と判断される建材の記録のため、また、試料の採取箇所と状況の記録等のために写真記録は必須である。
3. 最初に、設備の銘板などを撮影する。設備の全体像を、縦、横、斜めから撮影する。撮影方法についてルール化すると撮影忘れを防ぎ、後の整理もしやすい。
4. 解体・改修工事の事前調査において、吹付け石綿等の劣化状況の把握は法的な要求事項であり、劣化状況は必ず記録しなければならない。

第32 問 現場で建材の一部が崩れて粉じんが舞っている場合の適切な対応はどれか。

1. マスクを外してよく観察する
2. すぐに近づいてサンプル採取を行う
3. 安全を確保し、粉じんが落ち着くまで離れて待機し、必要に応じて防じんマスクを着用して対応する
4. 粉じんを掃き集めて袋に入れる

第33問 資材の石綿分析に関する次の1～4の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. 石綿含有とみなす場合、石綿の含有の可能性が高いか否か、石綿ばく露・飛散防止対策や廃棄物処理に要する費用が分析費用を下回るか否か等の要素が考慮される。
2. 定性分析で石綿ありと判定された場合は、必ず定量分析を行い、石綿が0.1%を超えて含有しているか否かを分析しなければならない。
3. 調査者は分析結果報告書の添付された写真やチャート（日時表記も含めて）を確認し、疑問や違和感がある場合には、分析調査者に問い合わせ、解消する必要がある。
4. 調査者は分析方法について学ぶとともに、分析結果報告書のチェックの仕方や、添付された分析写真やチャートの見方などについても経験を積むことは重要である。

第34問 建材の石綿分析に関する次の1～4の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. 石綿障害予防規則に基づく事前調査の分析については、JIS A 1481規格群をベースとしつつ、厚生労働省「石綿障害予防規則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」に留意することとされている。
2. 2023（令和5）年10月1日より、必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者が分析調査を実施しなければならない。
3. 光学顕微鏡による観察で認識される石綿に特有の形態的特徴（アスベスティフォームまたは石綿様形態）の特定は、石綿の同定に非常に重要なプロセスである。
4. 分析機関の過去の分析結果によると、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）およびアモサイト（茶石綿）の3種が不検出であったので、石綿なしと判断した。

第35問 石綿分析で使用する機器に関する1～4の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. 実体顕微鏡は、比較的低倍率で、観察対象をそのままの状態で拡大して観察するための顕微鏡（拡大鏡）である。
2. 偏光顕微鏡は、2つの偏光板の間に光の振動方向を変える物質があると、その複屈折の特徴に応じて変化する像を観察することによって物質を特定することができる。
3. 電子顕微鏡は、超音波の性質を利用して物質内部の情報を可視化する装置である。
4. X線回折装置は、X線を鉱物等の結晶格子に照射し、結晶格子の配列に合わせて物質特有の回折パターンを得て鉱物種等を特定することができる。

第36問 JIS A 1481の石綿分析方法に関する 1～4 の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. JIS A 1481-1（定性分析方法 1）は、建材中・製品中・原材料中に含まれる石綿の定性分析法である。実体顕微鏡のみの目視によって石綿の含有の有無を判定する。
2. JIS A 1481-2（定性分析方法 2）は、位相差・分散顕微鏡による分散染色法およびX線回折法を用いた定性分析により、形状および鉱物学的特性を確認し、石綿の有無を確認する
3. JIS A 1481-3（定量分析方法 1）は、定性分析で石綿含有と判定された試料について、X線回折法の基底標準吸収補正法によって、含有率（％）を算出する定量分析法である。
4. JIS A 1481-4（定量分析方法 2）は、定性分析で石綿含有と判定された試料について、偏光顕微鏡または走査型電子顕微鏡のポイントカウント法により、含有率（％）を決定する定量分析法である。

【工作物石綿事前調査報告書の作成】

第37問 報告書に添付する写真の取り扱いとして最も適切なものはどれか。

- 1.美観を重視して加工する
- 2.撮影日時の記録は不要
- 3.調査箇所が特定できるよう、位置関係が分かる写真を添付する
4. サンプル採取後の写真のみ添付する

第38問 調査報告書に関する次の 1～4 の説明のうち、不適切なものはどれか。

1. 調査報告書は、表紙、調査概要説明、調査結果、分析調査報告書（分析調査を行った場合）等で構成する。

2. 調査報告書には、石綿含有無しとした場合の判断根拠、石綿ありとみなした場合の根拠などを分かりやすく表記し、根拠となる資料を添付する。

3. 調査報告書には、工事対象箇所の調査できた場所の対象資材に関してのみ記載すればよく、調査できなかった場所については明示する必要はない。

4. 調査報告書には、調査者の資格証の写し、分析調査を実施した場合は、分析者の資格証の写しを添付する。

第39問 石綿の使用が「不明」と判断された箇所がある場合、適切な記載方法はどれか。

1. 不明と明記し、その理由を記載する

2. 「含有なし」として処理する

3. 空欄のままにする

4. 調査対象外と記載する

第40問 調査報告書に記載する「調査結果」の内容として、不適切なものはどれか

1. 石綿含有が確認された部位と数量

2. サンプルングを行った箇所の位置図

3. 「石綿はなさそうだと思う」などの調査者の印象

4. 分析機関の名称と分析結果